

# 平成 22 年度 第 67 期事業報告書 概況

## I. 経済・金融の概況

### 1. 経済・金融を巡る動向

平成 22 年度のわが国経済をみると、年度前半は、海外経済の改善や政策効果により、緩やかに回復しつつあったが、年度後半に入り、輸出や生産の伸びが鈍化し、円高の影響もあって足踏み状態となった。

一方、地域の中小・零細企業の景況は、業種・規模によってばらつきがみられるものの、全体として、依然として厳しい状況が続いた。

このような中、3 月 11 日に東日本大震災が発生した。過去最大規模の地震と津波によって、東日本の広範囲が深刻な被害を受け、工場の被災による部品供給の制約や原子力発電所の停止による電力不足等が、わが国の経済に影響を及ぼすことが懸念されている。

金融市場をみると、日本銀行による成長基盤強化支援の資金供給（6 月）や包括的な金融緩和政策（10 月）が相次いで導入され、潤沢な資金供給のもと、無担保コール・オーバーナイト物は、年度を通して概ね 0.1%の水準で推移したが、震災以降は、更なる金融緩和を受け、0.07%前後となった。また、10 年物新発国債の流通利回りは、0.9%～1.4%程度で推移し、平成 22 年度末には 1.255%となった。

外国為替相場は、日米金利差の縮小や欧州諸国の財政問題を背景に円高傾向が続き、1 ドル＝83 円を一時下回ったため、9 月 15 日に 6 年半ぶりの為替介入が行われた。平成 23 年に入り、東日本大震災発生後の投機的な円買いにより一時 1 ドル＝76 円前半をつけるなど急騰する場面もあったが、平成 22 年度末は、1 ドル＝83 円前後で推移した。

株式市場をみると、日経平均株価は、平成 22 年度初めの 11,200 円台から年央にかけて軟調に推移し、8 月には 8,800 円台まで下落した。年度後半は、海外経済の持ち直しを背景とした生産の増加、企業収益の改善基調を受け上昇傾向を辿り、2 月には 10,500 円台まで回復した。しかし、年度末には、震災の影響で一時的に 8,600 円台まで下落するなど不安定に推移し、平成 22 年度末は、前年度末比△12.0%の 9,755 円 10 銭となった。

この結果、東証一部の平成 22 年度末の時価総額は、299 兆円と前年度末比△26 兆円減少した。

## 2. 金融機関を巡る動向

平成 22 年度の地域金融機関経営をみると、国債等債券関係損益の改善、一般貸倒引当金繰入額等信用コストの減少から、業務純益は増益となったものの、コアの資金利益は、地域経済が依然として厳しい中、資金需要が減少し、貸出金利が低下したため、若干の減少となった。

このような状況において、金融庁は、政府が平成 22 年 6 月に決定した「新成長戦略」を踏まえ、同年 12 月に「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」を公表し、「中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金の供給」や「我が国金融機関のアジア域内での活動拡大」の方針を打ち出した。また、中小企業金融円滑化法の適用も 1 年間延長された。

平成 23 年 3 月の東日本大震災については、3 月 11 日、被災者支援のため、金融担当大臣および日本銀行総裁から金融機関に対し、預金証書等を紛失した場合の払戻しの取扱いなど、11 項目に亘る金融上の措置が要請された。

その後も、原子力発電所の事故を受け、金融庁をはじめ関係当局から金融機関に対し、被災事業者等に対する円滑な資金融通や節電等の要請が行われた。

このほか、中小企業庁においても、被災事業者への資金供給に支障を来たさないよう、災害関係保証の発動やセーフティネット保証（5号）の対象を 4 月から半年間は原則全業種（82 業種）にするなどの施策が講じられた。

一方、金融庁は、震災によって金融機関の決算作業等に混乱が生じないように、3 月 31 日、当協会等からの要請等を踏まえ、①金融検査マニュアルの特例措置、②経営再建計画策定に係る監督指針の特例措置、③金融機関等の報告の提出期限の弾力化を公表した。日本銀行においても、4 月 7 日の金融政策決定会合において、被災地の金融機関を対象に、①低利融資制度の創設、②担保適格要件の緩和が決定された。

## II. 主たる事業活動

平成 22 年度の協会事業活動は、平成 22 年 3 月の通常総会で決定された「平成 22 年度事業計画」を基本として進められた。

しかし、年度末近くに発生した東日本大震災のわが国経済や会員行に与えた影響の甚大さに鑑み、初めに震災への対応について概括する。

### 1. 東日本大震災への対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、過去最大級のマグニチュードを記録したが、津波、原子力発電所問題も相俟って、東日本の広範囲に亘り甚大な被害をもたらした。

被災地の多くの取引先企業が被害を受け、また、会員行においても、一部店舗が営業休止とならざるを得ない状況となった。

当協会では、被災地の会員行からの要望を金融庁等に申し入れるとともに、他業態とも連携し、被災者の預金の払戻しについて、特別な取扱いを行う等の対応を行った。

主な取組み等は次のとおりである。

### (1) 関係当局からの要請の会員行への周知

金融庁および関係当局から当協会に対し、被災者等に対する金融上の特別措置等について、逐次、会員行への周知要請があった。

主な要請内容等は次のとおり。

#### ①金融上の措置等

| 発出元および表題  | 要請内容   |
|---|--|
| (金融担当大臣、日銀総裁)<br>平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について(3/11)  | 預金証書等を紛失した場合の払戻し、災害による障害のために支払期日が経過した手形の取扱いなど、11 項目に亘る金融上の措置の適切な対応   |
| (金融庁)<br>平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について(3/20) | 融資審査の弾力的・迅速な対応、中小企業者等の貸付条件変更等の申込みへの中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた対応  |
| (金融庁)<br>平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について(3/23)     | 被災に伴う手形の不渡処分の配慮、貸付条件変更等の申込みへの中小企業金融円滑化法を踏まえた対応およびそれらに係る対応方針の顧客への周知等の徹底   |
| (金融庁)<br>中小企業金融円滑化法の期限の延長等について (4/1)                                    | 中小企業金融円滑化法の期限延長に係る大臣談話の周知依頼にあわせ、コベナンツを機械的・形式的に取り扱わないこと (注) について、再度の周知依頼<br>(注) コベナンツに抵触した場合でも、借り手企業の経営実態等を十分に検討することなく、直ちに債務償還等を要求しないこと |

#### ②検査・監督・規制上の特例措置

| 発出元および表題  | 内 容   |
|---|---|
| (金融庁)<br>平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた検査・監督・規制上の対応について (3/31) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者の実態把握等の特例、債務者区分および引当に関する明確化 (金融検査マニュアル)、経営再建計画策定の特例 (監督指針)</li> <li>・金融機関等の報告の提出期限の弾力化 (被災金融機関が期限どおりに報告書類を提出できない場合の弾力的対応)</li> </ul> |

(注) 金融庁は、上記特例措置について同庁のホームページ上で公表。

### ③節電関係

| 発出元および表題  | 要請内容   |
|---|--|
| <p>(金融庁)<br/>東京電力による計画停電に伴う節電および支障を最小限に抑制するための方策の検討について (3/14)</p>              | <p>東京電力による計画停電に関連し、徹底した節電、支障を最小限に抑制する方策の検討について、緊急災害対策本部から指示があったことの周知徹底</p>   |
| <p>(金融庁)<br/>徹底した節電の実施について (3/16)</p>   | <p>東北電力でも計画停電を行うことを受け、改めて徹底した節電についての周知徹底と金融機関の節電取組事例 (ATM の営業時間短縮等) の情報提供</p>  |
| <p>(金融庁)<br/>徹底した節電の取組例の周知について (3/17)</p>                                       | <p>東京電力および東北電力管内の事業所における節電の具体的取組例について、経済産業省から示されたことの周知徹底</p>   |
| <p>(電力需給緊急対策本部) (注)<br/>夏期の電力需給対策の骨格 (4/8)<br/>(注) 政府内に設置された官房長官を本部長とする対策本部</p> | <p>夏場 (7月～9月 (平日) の10時～21時を想定) の電力の需給ギャップに対処するため、政府による政策パッケージ (4月末を目途に策定) にもとづき、東京・東北電力管内の大口需要家は、最大使用電力を25%程度抑制する計画を策定し、実施すること (小口需要家は、20%程度抑制する自主的な計画を策定し、公表すること。また、家庭・個人も、15%～20%程度抑制を目標とすること)</p> |

### ④採用関係

| 発出元および表題   | 要請内容   |
|--|--|
| <p>(文部科学大臣、厚生労働大臣)<br/>平成23年 (2011年) 東北地方太平洋沖地震により被害を受けた新卒者等への配慮に関する要請書 (3/22)</p>                                   | <p>採用内定者が可能な限り入社できるよう最大限配慮すること、入社予定日に入社することが困難な被災地の学生等について、柔軟な対応を行うこと等</p> |
| <p>(被災者等就労支援・雇用創出推進会議) (注)<br/>平成23年東日本大震災の被災者等の就労支援・雇用創出の推進に関する要請 (4/5)<br/>(注) 緊急災害対策本部の下に設置された厚生労働副大臣を座長とする会議</p> | <p>被災者等 (震災の影響を受けた新卒者を含む) の積極的な雇用についての協力方周知</p>                            |

### ⑤本人確認方法の弾力化措置

| 発出元および表題  | 要請内容  |
|---|---|
| (金融庁)<br>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を踏まえた対応について<br>(3/25) | 犯収法施行規則が改正（①被災者の本人確認方法の特例、②寄付金の振込に際しての本人確認対象取引の特例）され、警察庁から通知された施行に当たっての留意事項の周知と適切な取扱い |

## (2) 会員行の顧客への対応

### ①被災者の取引銀行以外の銀行での預金の払戻し

今回の震災および原子力発電所事故に伴い、被災地域外に避難した一部の預金者から、被災地の銀行に対し避難先近隣の銀行で預金の払戻しが行えるようにできないかとの要望が寄せられた。

このため、当協会および全銀協は、被災地の銀行の意向を踏まえ、銀行業界統一の預金の払戻しに関するスキームを取りまとめ、会員行では、4月6日から、他の金融機関に先行し、その取扱いを開始した。

さらに、4月8日以降、その取扱いが全銀協加盟行等にも拡大し、5月16日現在、取引銀行は当協会会員行5行（きらやか、北日本、仙台、福島、大東）、地銀協地銀8行、信用金庫等9機関、受付銀行は当協会会員行37行を含め、全銀協加盟119行となっている。

本スキームの概要は、下表のとおり。

| 項目            | 内容等  |
|---------------|--|
| 対象となる預金の種類    | 原則として普通預金、当座預金等の流動性預金（なお、定期預金は、預金者が預金取引を行っている銀行の判断で取扱いを可能とする。）。            |
| 払戻し金額         | 法人・個人とも原則として、1口座につき1日10万円（千円単位）を上限とする。                                     |
| 取扱時間          | 受付銀行の営業店の平日営業時間内   |
| 預金の払戻しに必要な書類等 | ①預金通帳・証書、②届出印鑑、③本人確認書類（運転免許証等）。ただし、当該書類等を持っていなくても、預金者の本人確認ができれば預金の払戻しに応じる。 |

なお、本取扱いの概要および取引銀行等は、当協会ホームページに掲載した。

### ②義援金の取扱い

被災地の会員行からの要請により、会員各行は、3月14日から、被災行の義援金口座あて窓口振込手数料を無料とする取扱いを開始した（3月16日まで4行4口座）。

なお、その後、義援金の振込手数料の無料化については、全銀協からの要請により、3月23日から全銀協加盟行の窓口での取扱いが開始され、5月16日現在の対象口座数は31行106口座となっている。

なお、義援金の取扱銀行および送金先については、当協会ホームページに掲載した。

### (3) 当協会としての対応

#### ①3月例会の中止

震災の発生に伴う諸般の情勢等に鑑み、3月16日、17日に開催を予定していた理事会、総会は、書面開催としたが、3月17日の例会については、中止した。

#### ②協会からの義援金の支出等

当協会では、財務委員会での決議を得て、予備費を使用して、被災地および特に被害の大きい会員行に以下のとおり義援金を寄贈した。

| 義援金の贈り先              | 義援金の額              |
|----------------------|--------------------|
| 被災地（日本赤十字社）          | 1,000万円            |
| 北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行 | 各125万円<br>(計500万円) |
| 合計                   | 1,500万円            |

また、被害の大きい会員行（4行）からの要請にもとづき、当協会から、3月中に数回に亘り、支援物資を各行東京支店等を通じて送付した。

## 2. 地域密着型金融の取組みへの支援

### (1) 中小企業金融の円滑化および地域経済活性化の取組みへの対応

#### ①報告書「地域活性化の現状と地域振興に向けた留意点」の取りまとめ

地域金融戦略委員会では、平成23年5月、地域金融機関にとって、自らの取引基盤を確保する上で地域経済の活性化が不可欠であること等を踏まえ、ア. 地域活性化における過去の失敗事例を踏まえた今後の留意点、イ. 商店街が抱える課題等を踏まえた地域金融機関が果たすべき役割について整理し、標記報告書を取りまとめた。

#### ②会員行の貸付条件の変更等への取組み状況の公表

中小企業金融円滑化法で求められている中小企業者等からの貸付条件の変更の申込への対応について、当協会では、平成22年5月から、会員行における取組状況を四半期毎に取りまとめ、当協会ホームページに

掲載し公表した。

会員行における法施行から平成 22 年 12 月末までの実行率（実行件数／実行件数＋謝絶件数）は、積極的な対応の結果、中小企業および住宅ローンともに約 9 割となった。なお、同実行率は、全銀行（145 行）ベースでも同様の状況となった。

### ③中小企業金融円滑化法における報告負担の軽減の要望

当協会では、中小企業金融円滑法に関し、予めから、金融庁との意見交換の場等を通じ、各種報告の負担の軽減を求めている。

こうした中、金融庁は、中小企業の業況や資金繰りが、引き続き厳しく、貸付条件の変更等への需要が根強いことも考慮し、同法の期限を平成 23 年 3 月末から 1 年間延長する改正法案を平成 23 年通常国会に上程、同法案は平成 23 年 3 月 31 日に成立した。

また、同庁では、同法の期限延長にあわせ、金融機関によるコンサルティング機能の発揮を促す観点から、新たな監督指針を同年 4 月 4 日に公表するとともに、金融機関の事務負担の軽減を図るため、開示・報告資料を約 2 割削減した。

中小企業金融円滑化について、当協会は以下のとおり対応した。

| 項目          | 当協会の対応  |
|-------------|---|
| 意見交換会における対応 | ○ 当局(金融担当大臣等)と金融業界代表者による意見交換会において、小島会長から貸付条件の変更等の措置状況およびコンサルティング機能の発揮状況について発言するとともに、報告負担の軽減を要望した。   |
| 監督指針等への意見提出 | ○ コンサルティング機能の発揮に関する監督指針について、一律・画一的な対応を求めないよう、金融庁に意見を提出した。<br>○ 開示・報告の見直しにおいて、新たな報告資料が求められることにより、会員行の負担が増加しないよう、金融庁に意見を提出した。(平成 23 年 3 月 31 日) |

| 項目              | 当協会の対応  |
|-----------------|---|
| 地域金融戦略委員会での意見交換 | <p>○ 地域金融戦略委員会において、以下をテーマとする意見交換を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付条件の変更等の措置状況</li> <li>・ 実効性のある経営改善支援</li> <li>・ 貸付条件変更後の債務者の状況と今後の対応策</li> <li>・ コンサルティング機能の発揮に向けた取組み</li> </ul> |

#### ④集合研修の実施

「中小企業金融円滑化法対応講座」（テーマ：貸付条件変更後の適切な期中管理対応、貸付条件変更先の出口戦略）および「地区別実抜計画策定セミナー」を新設し、各2回開催した。

## （２）取引先中小企業等支援への対応

### ①共同商談会の開催支援

地域金融戦略委員会において、平成21年11月、会員行による共同商談会の開催について検討を進めることとなり、賛同する会員行が中心となり具体的な検討が行われた。この結果、会員行7行が平成23年5月18日に共同商談会を開催することとなった。

これを受けて、これら7行から当協会に対し、ア．他の会員行への参加案内、イ．共同商談会の後援について協力依頼があった。当協会では、平成23年1月開催の一般委員会です承を得て、会員行へ参加の案内を行い、最終的には、7行に加え、15行が共同商談会に参加することとなった。

しかし、商談会は、3月11日に発生した東日本大震災の影響を勘案し、開催が延期されることとなった。

#### <当初予定されていた共同商談会の開催概要>

|        |                  |
|--------|------------------|
| 1. 時期  | 平成23年5月18日（水）    |
| 2. 場所  | 東京流通センター（東京都大田区） |
| 3. テーマ | 「食と農」            |

### ②報告書「取引先中小企業のコスト削減面からの支援策」の取りまとめ

地域金融機能強化部会では、平成23年5月、取引先企業のコスト削減支援を進めるためには、コスト削減手順を可能な限り簡便かつシンプル

ルに行うことが大切であるとして、ア．コスト削減に取り組む際の手順、イ．費目別・部門別のチェックポイントを整理し、標記報告書を取りまとめた。

### ③集合研修の実施

「目利き能力強化研修（事例研究講座）」、「経営支援能力強化研修（事例研究講座）」、「再生支援能力強化研修（事例研究講座）」を各1回、「地区別目利き能力強化研修（基礎講座）」を2都市(東京、福岡)において、それぞれ開催した。

## 3. 収益基盤の強化への支援

### (1) 顧客ニーズを踏まえた新規業務への取組み

#### ①報告書「会員行における地域密着型金融および経営コスト削減への取組み」の取りまとめ

地域金融戦略委員会では、平成22年5月、ア．委員行における新たな事業等（農業分野、高齢者対応ビジネス分野等）、イ．地域経済活性化（M&Aの仲介の支援、事業承継の支援等）、ウ．ビジネスマッチング（商談会等による取引先企業支援等）、エ．中小企業金融円滑化（体制整備の状況等）に関する取組事例を整理し、標記報告書を取りまとめた。（経営コスト削減については、3(3)①に記載）

#### ②集合研修の実施

「収益性向上セミナー」を新設し、中小企業金融戦略の再構築、個人ローン戦略、営業体制の見直し・強化、店舗戦略等をテーマに8回開催した。

### (2) 信用リスク等の削減への取組み強化

#### ①中小企業金融円滑化法を踏まえた審査・モニタリング強化策の検討

地域金融戦略委員会および融資・審査部会では、中小企業金融円滑化法の施行に伴い、実効性のある経営改善計画の策定支援、貸付条件変更後の適切な期中管理等について、事例報告にもとづき意見交換を行った。

#### ②集合研修の実施

「リスク管理研究講座」を新設し、金利リスク管理の高度化、与信ポートフォリオ管理、オペレーショナル・リスク管理高度化のポイント、実効性あるストレステストの実施に向けた具体的対応、ALM管理の高度化、リスク管理の高度化と経営への活用等をテーマに9回開催した。

### (3) 経費削減への取組み強化

#### ① 経営コスト削減への対応

地域金融戦略委員会では、委員行において成果のあった、ア．物件費の削減、イ．業務の見直しによる事務関係費の削減、ウ．貸付資産の健全化による与信コストの削減への取組事例を整理し、報告書（3（1）①と同じ）に取りまとめた。

#### ② 報告書「クラウド・コンピューティングの活用と課題」の取りまとめ

地域金融戦略委員会では、平成 22 年 11 月、金融機関のシステム関連経費が年々増加傾向にあり、システムの効率的な構築・運用が大きな課題となっていること等から、先進事例をもとに、クラウド・コンピューティングの金融分野における活用の考え方・方向性等について検討を行い、標記報告書を取りまとめた。

#### ③ 集合研修の実施

「収益性向上セミナー」において、競争力強化に向けたコスト削減をテーマに採り上げた。

## 4. 顧客保護等社会的要請への対応支援

### (1) 金融犯罪等への対応

#### ① 全銀協反社共有データベースへの対応

全銀協は、平成 22 年 4 月から稼動している反社共有データベースに、各会員銀行での反社会的勢力排除の実効性を確保するため、自ら反社勢力であることに言及した上での不当要求行為に係る情報を、平成 23 年 4 月から追加したいとの提案を行った。

当協会では、会員行の意向を踏まえ、同提案に賛同する旨を全銀協へ伝えた。

#### ② 犯罪収益移転防止法への対応

警察庁は、金融機関等の特定事業者に対し、ア．特定取引（口座開設や 10 万円超の現金振込等）を行う場合の顧客管理事項（取引目的、職業、事業内容等）の確認、イ．マネロンに係るリスクの高い取引（顧客等になりすまして疑いがある等）を行う場合の「資産・収入」の確認をそれぞれ義務付けることを内容とする「犯罪収益移転防止法」の改正案を平成 23 年通常国会に上程し、同法案は 4 月 27 日に成立した。

当協会では、同法案の内容等について、逐次、会員行へ情報提供を行った。

### ③ 金融ADR制度等に係る監督指針改正への対応

#### ア. 金融ADR制度創設への対応

平成21年6月に公布された銀行法改正により、平成22年10月1日から、銀行は指定紛争解決機関（銀行界では、全銀協が設置したADR機関が指定紛争解決機関となった。）との間で苦情処理・紛争解決手続の応諾等に係る契約の締結が義務付けられた。

これを受け、金融庁は、平成22年6月、「苦情処理に関する内部管理態勢の確立」および「金融分野における裁判外紛争処理制度への対応」に係る監督指針、金融検査マニュアルの一部改正を行った。

当協会では、平成22年8月の「監査部長会議」、同年10月の「監査役会議」、平成23年3月の「コンプライアンス統括部長会議」において、会員行の金融ADR制度への対応状況と当面の課題について意見交換等を行った。

#### イ. 全銀協のADR機関の体制強化への対応

全銀協は、ADR機関に対する紛争申立件数が業務開始の際の予想を大きく上回っている状況を踏まえ、平成23年度からADR機関の年間処理可能件数を平成22年度の2.5倍に引き上げ、あわせて、平成23年度金融ADR特別予算を増額することについて提案を行った。

当協会では、会員行の意向を踏まえ、同提案に賛同する旨を全銀協に伝えた。

#### ウ. 集合研修の実施

「コンプライアンス推進研究講座」において、暴排条項導入に向けた実務対応と留意点、金融ADR制度への金融機関の対応と実務上の論点をテーマに採り上げた。

## (2) 高齢者・障がい者に関する窓口対応等についての検討

金融庁は、視覚障がい者団体からの視覚障がい者対応ATMの増設と機能の充実などの申入れを踏まえ、平成22年8月、「視覚障がい者に配慮した取組みの積極的な推進について」を金融機関に通知した。

同年9月～10月、金融庁及び各財務局では、視覚障がい者に配慮した取組みを目的として、視覚障がい者団体と金融機関間の意見交換を行うとともに、金融機関の取組状況に関するアンケート調査を実施した。

（アンケート結果は、11月に公表され、視覚障がい者に対する「預金取引に係る代筆規定」を整備している金融機関名が公表された。）

こうした視覚障がい者団体からの申入れ等を踏まえて、金融庁は、平成23年4月、障がい者等金融取引の利便性向上のための監督指針の一部改正を行った。

当協会では、平成 23 年 3 月開催の「コンプライアンス統括部長会議」において、監督指針の一部改正内容に関し、金融庁からその趣旨等の説明を受けるとともに、事務管理部会において、先進大手行が推進した総合的なバリアフリー化の取組事例や部会委員行における視覚障がい者対応の取組事例についての検討を行った。

### (3) 環境・省エネルギーへの取組み支援

#### ① 報告書「金融機関における環境対策」の取りまとめ

地域金融機能強化部会では、平成 22 年 11 月、金融機関の場合、二酸化炭素等の排出について、製造業のような大きな削減策を講じにくい実情を踏まえ、ア. 金融機関が取り組むべき主な省エネ手法の費用対効果、イ. コストをかけない省エネ手法、ウ. 会員行における実際の取組事例を整理し、標記報告書を取りまとめた。

#### ② 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」への対応

環境省は、中央環境審議会が平成 22 年 6 月に取りまとめた報告書「環境と金融のあり方について」の提言を受け、同年 8 月、日本版環境金融行動原則を策定するための日本版環境金融行動原則起草委員会（以下「起草委員会」という。）を設置した。起草委員会には当業界から会長行である京葉銀行が参加した。

起草委員会では、平成 23 年 2 月、地球規模の問題解決や日本の持続可能性を高めることへの貢献のため、金融機関が取り組む基本原則（7 項目）を定めた「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の総論（案）を示した。

当協会では、同委員会の検討状況について、逐次、会員行へ情報提供を行った。

### (4) デリバティブ取引等に関する監督指針の改正等への対応

金融庁は、平成 22 年 9 月、デリバティブ取引等は、商品性が複雑であり販売の適切性等を徹底する必要があることから、個人向けの店頭デリバティブ取引を不招請勧誘の禁止の対象とするための政令を改正するとともに、日本証券業協会などの自主規制機関に対して、店頭デリバティブに類する複雑な金融商品について、勧誘時の自主規制ルールの策定などを求めた。

このため、平成 23 年 2 月、日本証券業協会は自主規制規則を改正し、全銀協もデリバティブを内包する預金に関するガイドラインを策定した。

当協会では、全銀協ガイドライン案について、会員行の意向を踏まえ、賛同する旨を全銀協に伝えた。

## 5. 金融制度等の見直しへの対応

### (1) 国際会計基準の改正への対応

#### ① 国際会計基準審議会の公開草案への対応

国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）は、平成21年11月、償却原価で測定される金融商品（貸出金・債権）の減損会計の見直しについて、将来の予想信用損失の早期認識を求める公開草案を公表した（平成23年1月、公開草案の内容を一部変更）。

本公開草案について、全銀協はIASBに対し、金融機関における信用リスクの管理手法と整合性がなく、対応には大幅なシステム更改が必要となるため、代替案として、貸倒引当金の算定方法に過去の貸倒実績を勘案する手法等を提案した。

この間、当協会では、公開草案とそれに対する全銀協意見書の概要を会員行に伝えるとともに、会員行の意向を踏まえ、全銀協の提出意見について賛同する旨を同協会に伝えた。

また、当協会では、原則として、リース契約から生じる全ての資産および負債を貸借対照表に計上することを求める公開草案（平成22年8月）に対し、小額のリース取引に対しては貸借処理を認めるべきとする意見を、全銀協を通じてIASBに提出した。

#### ② 企業会計基準委員会の公開草案等への対応

企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という。）は、わが国会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスに向け、金融商品等の公正価値についてまとめた公開草案（平成22年7月）および金融資産の分類及び測定に関する検討状況の整理（同年8月）等を公表した。

当協会では、公正価値に関する公開草案について、わが国においては国際会計基準の確定後に会計基準を定めることが望ましい旨の意見を、全銀協を通じてASBJに提出した。

#### ③ 国際会計基準の導入に伴う実務対応等に関する説明会の開催

当協会では、会員行の実務対応に資するため、わが国会計基準の国際会計基準へのコンバージェンスと国際会計基準のアドプションに関する説明会を平成22年6月に開催した。

#### ④ 集合研修の実施

「銀行経理講座」および「金融ビジネス研究講座」において、国際会計基準の影響や国際会計基準における主要な論点と実務的対応をテーマに取り上げた。

## (2) 自己資本規制改革等への対応

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」という。）は、リーマンショックによる世界的な経済危機を受けた自己資本規制・流動性規制改革について、平成 21 年 12 月に公表した市中協議文書の見直しを行い、平成 22 年 12 月、「バーゼルⅢテキスト」を公表した。

「バーゼルⅢテキスト」は、①自己資本規制に係る基準（資本の定義と最低水準、資本保全バッファ、レバレッジ比率等）、②流動性規制に係る基準（規制基準、モニタリング手法、実施上の留意点）から成っており、自己資本規制に係る基準については、平成 25 年以降に段階的に実施し、平成 31 年から完全実施することとされている。

当協会は、平成 22 年 4 月、規制対象範囲の明確化等、同市中協議文書に対する意見を全銀協経由でバーゼル委および金融庁へ提出するとともに、バーゼル委等における検討状況について会員行に情報提供を行った。

## (3) 金融インフラ等の整備への対応

### ○ 全銀電子債権ネットワークへの対応

全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」という。）は、平成 22 年 6 月に発足した。（開業は平成 24 年 5 月の予定）

当協会では、電子記録債権検討部会等において、でんさいネットの開業に備え、会員行とでんさいネットとの接続方法（システム対応）等について検討を行った。

また、全銀協から提案のあった「でんさいネットへの加盟規約」等についても検討を行い、会員行の意向を踏まえ、賛同する旨を全銀協に伝えた。

## (4) 郵政民営化見直しへの意見の表明

- ① 政府は、郵政改革の見直しについて検討を進め、平成 22 年 4 月 20 日、「郵政改革に関連する法案骨子」（郵便貯金銀行に政府の間接出資を将来にわたり 3 分の 1 超残すこと等ができる内容）を公表した。当協会では、法案骨子の公表を踏まえ、同日付けで会長コメントを発表した。会長コメントは、当協会ホームページに掲載した（下記②も同様）。

<会長コメントの骨子>

- 政府の信用を背景とする郵便貯金銀行において、民間が担うべき業務分野への拡大・肥大化は、断じて認められるべきではなく、むしろ業務を絞り込み、民業補完に徹するべきである。
- 預入限度額の引き上げにより、地域金融機関から預金シフトが起これば、中小企業等の金融円滑化に重大な影響が及ぶことになりかねず、むしろ引き下げが必要である。
- 今後、郵政改革法案の具体化および国会審議に当たっては、私どもの意見を十分に反映したものとなるよう強く要望するとともに、ユニバーサルサービスのあり方について、十分な議論が行われるべきと考える。

- ② その後、政府は、同年 4 月 30 日、法案骨子に基づく「郵政改革関連法案」を閣議決定し、国会へ提出した。当協会では、法案の閣議決定を踏まえ、同日付けで会長コメントを発表した。

<会長コメントの骨子>

- 官製の巨大な郵便貯金銀行は永続し、かつ、公平な競争条件が確保されない中で、規模・業務範囲の拡大を助長する内容となっており、極めて遺憾である。
- 現在認可制である新規業務は、政府の間接出資が 2 分の 1 以下となれば届出すら不要とされていることに加え、新設の郵政改革推進委員会は、郵便貯金銀行の業務内容をチェックする役割を果たせるのか甚だ疑問である。
- このような法案が成立し、地域金融機関から預金シフトが起これば、各地における中小企業等の金融円滑化に重大な影響が及ぶことになりかねず、また、業務拡大に制約のない郵便貯金銀行が民業を圧迫することが懸念される。

- ③ また、平成 22 年 5 月 20 日、当協会を含む民間金融 7 団体（「郵政改革を考える民間金融機関の会」）は、政府の強い関与が残る日本郵政グループは官業と見做さざるを得ず、金融事業の規模を縮小の上、民業補完に徹するべきである等を内容とする共同声明を採択し、公表した。

## （5）規制緩和要望

当協会では、平成 22 年 10 月、「平成 22 年度規制緩和要望」（「コミットメントライン契約の適用対象の拡大」等の 11 項目（すべて前年度からの継続要望事項））を取りまとめ、内閣府（「国民の声」担当室）に提出した。

要望事項のうち、銀行の保険窓販に関しては、平成 19 年 12 月の全面解禁後概ね 3 年後に弊害防止措置の見直しが行われる予定とされていたこともあり、その全面撤廃を要望した。

規制緩和要望は、当協会ホームページに掲載した。

内閣府は、「国民の声」の集中受付月間（平成 22 年 9～10 月）に受付けた要望等について、平成 23 年 4 月、その対処方針を閣議決定したが、当協会からの要望事項のうち、①コミットメントライン契約の適用対象の拡大、②決算公告の有価証券報告書による代用については、政府として、平成 23 年度中に実現に向けて取組み、結論を出すこととされた。

#### （６）税制改正要望

全銀協では、平成 22 年 6 月、平成 23 年度税制改正要望（金融所得課税の一体化の推進等の 12 項目）を取りまとめ、関係省庁に提出した。

当協会からは、要望事項の取りまとめに当たり、全銀協に対し 4 項目（貸倒れに係る無税償却・引当範囲の拡大等）を申し入れた。

#### （７）改正貸金業法への対応

改正貸金業法は、平成 18 年 12 月以降、段階的に施行されてきたが、平成 22 年 6 月、総量規制の導入等についても、完全施行された。

完全施行後、政府の改正貸金業法フォローアップチームは、消費者金融市場の状況を把握するため、健全な消費者金融市場の形成に向けた取組みに関し、当業界を含め、金融業界に対してヒアリングを行った。

当業界からは、平成 22 年 12 月、副会長行である徳島銀行が、借り手の立場に立った対応として、①新商品の取扱い及び既存商品の内容改定、②広告・宣伝の強化およびアクセスポイントの多様化、③きめ細かい相談体制の充実・強化について、重点的に取組んでいる旨意見陳述した。

#### （８）米国の外国口座コンプライアンス法への対応

平成 22 年 8 月、米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）は、同年 3 月に施行された外国口座コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act。以下「FATCA」という。）に関する指針（ガイダンス）を公表し、パブリックコメントに付した。

当協会では、全銀協が IRS に提出する意見書を取りまとめるに当たり、米国市民の顧客割合が一定水準以下の金融機関を FATCA の適用除外とすること等を要望するよう申し入れた。

また、平成 23 年 3 月、全銀協会長行（三井住友銀行）が IRS と面談を行うに際して、改めて、上記要望を申し入れた。

## 6. 共同事業の実施

### (1) SDS（第二地銀協データ伝送サービス）ハードウェアの更改

現行SDSについては、①平成23年4月に当初予定の契約期間5年を迎えること、②決済システムの信頼性に対する社会的要請が高まっていること等から、平成23年2月理事会において、平成23年10月を目途にハードウェアの更改を行うことを決定した。なお、更改に当たっては、より一層の信頼性向上に資する措置を講じること、徹底した試験、内部検証を実施することとした。

その後、当協会では、SKS運営部会の了承を得、NTTデータとの間で、SDS設計工事契約（SDS設計工事の内容、当協会とNTTデータの役割分担等を規定。3/1付。）および現行SDSの契約期限の延長契約（平成23年4月30日から平成23年10月11日に延長。4/28付。）を締結した。

### (2) 団体保険における保険法施行への対応等

保険法の施行（平成22年4月）を受けて、キャッシュカード盗難・偽造保険および債務返済支援保険制度について、保険金の支払期限の明確化に関し、当協会と保険会社間の協定書等の改正を行った。

また、キャッシュカード盗難・偽造保険制度について、制度の正確な理解と事務手続きの明確化を図るため、団体保険制度検討部会の了承を得、適用条項集および事務手引きを制定した。

（各保険制度の収支状況およびシステム関連事業の取扱状況は、「項目別事業実施状況」の「12. 共同事業関係」（33頁）参照）。

## 7. 人材育成の支援

### (1) 集合研修

平成22年度は、会員行のコスト削減・収益基盤強化、リスク管理態勢の整備・強化等に資する本部向け講座について、実態を踏まえたカリキュラムの策定に努め、会員行のニーズに応じ適宜開催した。

開催実績としては、「収益性向上セミナー」、「リスク管理研究講座」、「中小企業金融円滑化法対応講座」、「債権管理・回収応用講座」、「地区別実抜計画策定セミナー」の5講座を新設して、29講座（前年度比+2講座）、57回（同+1回）、延べ103日間（同△10日）、参加者数は1,724名（同△2名）であった。

### (2) 通信教育

平成22年度は、中小企業支援や人事管理の強化等の会員行のニーズを

踏まえ、「中小企業金融円滑化法コース」(2,537名)および「メンタルヘルス・マネジメントコース」(83名)を新設して27コース(eラーニングを含む)を開講し、受講者数は、11,072名(前年度比△1,311名)であった。また、若手行員の資質向上を図るため、平成22年12月、ハンドブック「銀行員のためのビジネスマナー」を改訂し、希望者に販売した。

## 8. 監督当局への要望、意見書の提出等

会員行の業務運営に係る監督指針の改正等(コンサルティング機能の発揮に関する監督指針案等に係る意見等)に関し、関係当局等に当業界としての意見を提出した。要望内容および提出先は次のとおりである。

| 年月日            | 要望書等  | 提出先                   |
|----------------|---|-----------------------|
| 平成22年<br>5月27日 | 貸金業法の完全施行に伴う監督指針の一部改正への意見                   | 金融庁監督局銀行第二課           |
| 9月15日          | 「フラット35S」の金利引下げ措置の延長に関する要望(金融団体連名)          | 国土交通省等                |
| 11月2日          | 郵政改革に関する要望                                  | 郵政民営化委員会              |
| 12月6日          | 中小企業金融円滑化法に関する要望                            | 中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会 |
| 12月17日         | コミットメントライン契約の適用対象の拡大にかかる要望                  | 金融庁総務企画局政策課           |
| 12月21日         | 健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み                        | 改正貸金業法フォローアップチーム      |
| 平成23年<br>2月21日 | 中小企業金融円滑化法の延長等を踏まえた要望                       | 年度末金融の円滑化に関する意見交換会    |
| 3月29日          | 経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直しのための監督指針の一部改正への意見 | 金融庁監督局総務課             |
| 3月31日          | コンサルティング機能の発揮に関する監督指針案等に係る意見等               | 金融庁監督局銀行第二課           |

## 9. その他

### ○ 全銀協、東銀協の組織見直しへの対応

全銀協および東銀協は、平成21年12月に取りまとめた組織のあり方に関する中間報告を踏まえ、新全銀協（東銀協を母体に全銀協の全ての事業を集約し、一般社団法人化）への移行に向け、理事の構成等組織に関する具体的な検討を進め、平成22年10月、最終報告書を取りまとめた。

当協会では、会員行の意向を踏まえ、経費分担割合を変更しないことや加盟業態の意向を十分に反映した組織とすること等について、全銀協に要望した結果、当協会の意見は概ね取り入れられた。

その後、全銀協および東銀協は統合の上、平成23年3月に内閣総理大臣から一般社団法人移行の認可を受け、同年4月1日に新全銀協（正式名称「一般社団法人全国銀行協会」）へ移行した。

以 上